

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例を施行します

条例の目的は

人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせるような言動「ヘイトスピーチ」について、市として「許さない」という姿勢を明確にし、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ること

ヘイトスピーチの定義

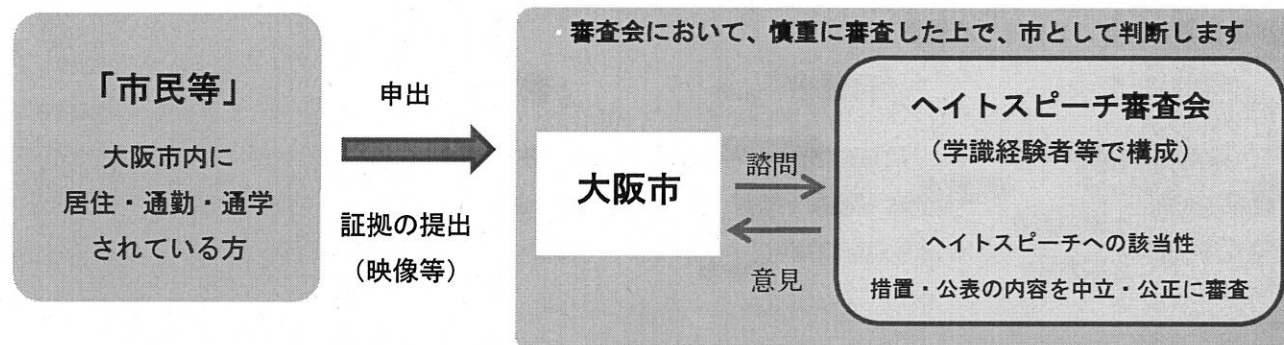
- 対象とするヘイトスピーチは、人種や民族（国籍は問いません）に関するもの
- 「目的」「態様」「場所又は方法」の3つの観点からヘイトスピーチの定義を規定
例：社会からの排除を目的として、相当程度の誹謗中傷する内容の発言であり、道路など偶然通りがかった多くの人に聞こえるような場所で行われたもの（その様子を撮影した動画をインターネットで公開する場合なども含みます）
- 市外で行われても、「市民等」に対するヘイトスピーチであれば対象

POINT

・悪口程度のもや会員の
みが参加できる集会での
発言は、定義上、該当しな
いと考えられますが、実際
にはケースごとに判断し
ます。
・思想・考え方自体を問題
とするのではなく、発言等
の表現活動が定義に該当
するかで判断します。

ヘイトスピーチの認定と措置

- ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動について市民等からの申出などを受けて、審査を行い、ヘイトスピーチに該当する場合、拡散防止措置などを行います。
- 条例の運用に際しては、憲法で保障された表現の自由等に十分配慮し、慎重かつ適切に行います。



ヘイトスピーチに該当する場合、次の措置を講じることとしています。

・ヘイトスピーチの拡散防止措置

例：施設を管理する者への看板や掲示物などの撤去依頼やプロバイダへの削除依頼

- ・大阪市の認識等の公表 大阪市の認識や拡散を防止するためにとった措置、ヘイトスピーチを行った者の氏名・団体の名称などを公表します

POINT

ヘイトスピーチが行われ
るかどうかを事前または
その場で判断することは
難しいため、あらかじめ、
街宣活動や集会を規制し
たり、その場で中止させ
たりするような対応は規
定していません。

詳しくは 大阪市ホームページでご確認ください

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

電話：06-6208-7612 FAX 06-6202-7073



大阪市民権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな